

令和元年7月26日

【会計検査院】

【概要書】

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について」（令和元年7月）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

## 独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について

## ＜検査の状況の概要及び所見＞

## 1 自己評価及び主務大臣評価について

中期目標等に定めた「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で自己評価及び主務大臣評価を行っている法人の評価をみると、細分化した単位での評価を行っているだけで、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行っていない法人が見受けられた。また、主務大臣評価において、評定の根拠を記載する欄等に決算額と予算額の差異の理由を踏まえた評価等の明確な記載が見受けられず、インプット情報を活用しているかが確認できない状況となっていた。

所見:「一定の事業等のまとまり」の単位で評価を行っていない独立行政法人及び主務大臣は、細分化した単位で評価を行う場合であっても、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行うこと。また、主務大臣は、成果に対して要したインプットに係る評価についても適切に主務大臣評価書に記載し、評価の実効性を確保するなどすること

## 2 経営努力の促進等に係る取組について

独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）のマネジメントによる政策効果の最大化や経営努力の促進等が効果的なものとなるよう、法人の長において収益化単位の業務ごとの財務情報を適時適切に把握することが重要であると考えられるが、法人の長において事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していない法人が見受けられた。

所見:法人の長が事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していない独立行政法人においては、法人の長の事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報の把握の必要性等について検討すること

## 3 内部統制・ガバナンスの強化等について

各法人のリスクの識別から対応までの進捗状況についてみると、未着手段階法人（リスクの識別の作業が未着手の段階の法人）、途中段階法人（リスクの識別から対応までの作業を行っている途中段階であり、モニタリングが実施できる段階までに至っていない法人）及び実施段階法人（モニタリングが実施できる段階の法人）があり、進捗状況に差がみられる状況となっていた。

所見:未着手段階法人においては、法人の長のリーダーシップの下、早期にリスクの識別から対応までの作業に着手し、途中段階法人においては、モニタリングが実施できる段階まで早期に作業を進めること。また、実施段階法人においては、モニタリングの結果等を踏まえ、目標の設定に反映させていく取組を引き続き適切に実施していくこと